

金沢国税局業務センターの移転について

移転の概要

金沢税務署内に設置し、対象署（金沢・小松・松任税務署）の内部事務を集約処理している「金沢国税局業務センター」（以下「業務センター」といいます。）については、令和3年11月22日（月）に金沢国税局戸水分庁舎（金沢市戸水2丁目30番地）へ移転し、同日から業務を開始いたします。

つきましては、令和3年11月22日（月）以降、郵送により申告書・申請書等を業務センターへ提出する場合は、移転先の金沢国税局戸水分庁舎宛に送付いただきますようお願いいたします。

なお、業務センターの移転に伴う郵便番号、電話番号（※）の変更はありません。

（※）業務センターの電話番号は、金沢国税局ホームページをご覧ください。

○ 金沢国税局業務センターの所在地



時期	所在地
～令和3年11月19日（金）	〒920-8526 金沢市西念3丁目4番1号金沢駅西合同庁舎（金沢税務署内）
令和3年11月22日（月）～	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地（金沢国税局戸水分庁舎）

留意事項

○ 申告書や届出書などを郵送により提出する場合は、「金沢国税局業務センター（〇〇税務署）（※）」と宛名を記載の上、上記の所在地へ送付いただきますようお願いいたします。

（※）「〇〇税務署」には、所轄税務署を記載いただきますようお願いいたします。

○ 書面の申告書や届出書などを業務センターへ直接持ち込むことはできません。

○ 納税証明書の交付、国税の納付、開示請求等の対応は所轄税務署で行っています。

○ 業務センターでは税務相談や申告書等の用紙の交付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。